

医師法第16条の10の規定に基づく専門研修に関する協議について

1 概要

医師法の規定に基づき、一般社団法人日本専門医機構から厚生労働省に提示された研修プログラム等について、令和5年7月20日付けで厚生労働省からの協議があつたため、本県の各プログラムの状況を確認した上で、本県としての意見を検討するもの

医師法（抜粋）

第16条の10 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

2 都道府県の確認事項

日本専門医機構から提供された令和6（2024）年度開始の専門研修プログラムの内容について、次の事項を確認する。

（1）専門研修に関する協議について（資料1-1）

①個別のプログラムの内容については、例えば、以下の条件を満たし、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。

- ・プログラムの連携施設の設定、ローテーション及び採用人数が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。
- ・プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと。
- ・特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであること。

②各診療領域のプログラムに共通する内容については、例えば、以下の条件を満たし、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。

- ・内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ・診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること。

（2）国からの協議について（資料1-2）

日本専門医機構が提示した2024年度専攻医シーリング案の、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に対する影響について

3 国への意見提出期限 令和5年9月1日（金）